



島 根 県 報

平成25年 6 月 28 日 (金)

号外 第 108 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

職員の給料の臨時特例に関する条例	(人 事 課)	4
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	10

公布された条例等のあらまし

◇職員給料の臨時特例に関する条例（条例第19号）

1 条例の概要

- (1) 給料月額について次のとおり減額することとした。（第1条第1項・第2条第1項・第3条・第4条関係）

	減 額 対 象	減 額 率
職員、教育職員、教職員及び一般任期付職員	ア 管理職手当の支給を受けるもの（本庁の部長又は次長の職にある職員その他の規則で定める職員に限る。）	100分の10
	イ 管理職手当の支給を受けるもの（アを除く。）	100分の8
	ウ 平成25年4月1日において受けることができる期末手当役職（職務段階別）加算の割合が100分の5を超えるもの（ア及びイを除く。）	100分の6
	エ 平成25年4月1日において受けることができる期末手当役職（職務段階別）加算の割合が100分の5であるもの	100分の5
	オ アからエまでのもの以外のもの	100分の3
任期付研究員及び特定任期付職員	ア 第1号任期付研究員（3号給以下の給料月額のものを除く。）及び特定任期付職員（4号給以下の給料月額のものを除く。）	100分の10
	イ 第1号任期付研究員及び特定任期付職員（アを除く。）	100分の6
	ウ 第2号任期付研究員	100分の5

- (2) 医療職給料表(1)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員（診療所等に勤務する職員であって規則で定めるものに限る。）及び平成25年3月31日に単純な労務に雇用される職員であった者で、同年4月1日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員（以下「特定職員」という。）のうち、任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する職員として規則で定めるものについては、給料月額を減額しないこととした。（第1条第1項・第2条第1項関係）

- (3) 特定職員のうち、任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する職員として規則で定めるものの給料月額の減額率は、当該職員の区分に応じて(1)に掲げる割合を超えない範囲内で規則で定める割合とすることとした。（第1条第2項・第2条第2項関係）

- (4) 臨時特例期間における職務の級が平成25年4月1日における職務の級と異なる職員及び同日後に新たに職員となった者であって臨時特例期間に期末手当役職（職務段階別）加算の割合の適用を受けることができるものの減額率は、規則で定める割合とすることとした。（第1条第1項・第2条第1項・第3条関係）

- (5) 減額期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで（第1条―第4条関係）

2 施行期日

平成25年7月1日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における知事等の給与の減額率について次のとおりとすることとした。（附則第2項関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の20	100分の25

副 知 事	100分の15	100分の20
常 勤 の 監 査 委 員 病 院 事 業 管 理 者 教 育 長	100分の13	100分の18

2 施行期日

平成25年 7 月 1 日から施行することとした。

職員の給料の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 6 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

職員の給料の臨時特例に関する条例

(職員の給料の臨時特例)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下「職員条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（同項第 5 号アに規定する医療職給料表(1)又は同号ウに規定する医療職給料表(3)の適用を受ける職員（診療所等に勤務する職員であって規則で定めるものに限る。）及び平成 25 年 3 月 31 日に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員（次条において「単純労務職員」という。）であった者で、同年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）に新たに職員条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員となったもの（次項において「特定職員」という。）のうち、任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する職員として規則で定めるものを除く。以下この条において「職員」という。）の給料月額は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「臨時特例期間」という。）において、職員条例第 3 条から第 4 条の 2 まで及び附則第 9 項本文（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 24 年島根県条例第 3 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下この条において「職員条例第 3 条等の規定」という。）にかかわらず、職員条例第 3 条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる職員及び基準日後に新たに職員となった者であって臨時特例期間に職員条例第 15 条の 5 第 5 項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下この項において「役職加算割合」という。）の適用を受けることができるものにあつては、規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整

額、手当（退職手当を含む。以下同じ。）の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（職員条例第 12 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、職員条例第 3 条等の規定により定められる額とする。

- (1) 職員条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（本庁の部長又は次長の職にある職員その他のその職務の特殊性を考慮して規則で定める職員に限る。） 100 分の 10
- (2) 職員条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 100 分の 8
- (3) 基準日において受けることができる役職加算割合が 100 分の 5 を超える職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 100 分の 6
- (4) 基準日において受けることができる役職加算割合が 100 分の 5 である職員 100 分の 5
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100 分の 3

2 前項本文の規定にかかわらず、特定職員のうち、任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する職員として規則で定めるものの給料月額は、臨時特例期間において、職員条例第 3 条等の規定にかかわらず、職員条例第 3 条等の規定により定められる額から、当該額に前項各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（教育職員の給料の臨時特例）

第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号。以下「県立学校条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける教育職員（平成 25 年 3 月 31 日に単純労務職員であった者で、基準日に新たに同項に規定する給料表の適用を受ける教育職員となったもの（次項において「特定職員」という。）のうち、任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する教育職員として規則で定めるものを除く。以下この条において「教育職員」という。）の給料月額は、臨時特例期間において、県立学校条例第 4 条、

第12条及び附則第12項本文（県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第 4 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下この条において「県立学校条例第 4 条等の規定」という。）にかかわらず、県立学校条例第 4 条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合（臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる教育職員及び基準日後に新たに教育職員となった者であって臨時特例期間に県立学校条例第24条第 5 項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合（以下この条において「役職加算割合」という。）の適用を受けることができるものにあつては、規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、教職調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額は、県立学校条例第 4 条等の規定により定められる額とする。

- (1) 県立学校条例第17条の 2 第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員 100分の 8
- (2) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の 5 を超える教育職員（前号に掲げる教育職員を除く。） 100分の 6
- (3) 基準日において受けることができる役職加算割合が100分の 5 である教育職員 100分の 5
- (4) 前 3 号に掲げる教育職員以外の教育職員 100分の 3

2 前項本文の規定にかかわらず、特定職員のうち、任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する教育職員として規則で定めるものの給料月額は、臨時特例期間において、県立学校条例第 4 条等の規定にかかわらず、県立学校条例第 4 条等の規定により定められる額から、当該額に前項各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に定める割合を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（教職員の給料の臨時特例）

第 3 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号。以下「市町村立学校条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける教職員（以下この条において「教職員」という。）の給料月額は、臨時特例期間において、市町村立学校条例第 5 条、第 12 条の 2 及び附則第 9 項本文（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 24 年島根県条例第 5 号）附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下この条において「市町村立学校条例第 5 条等の規定」という。）にかかわらず、市町村立学校条例第 5 条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める割合（臨時特例期間における職務の級が基準日における職務の級と異なる教職員及び基準日後に新たに教職員となった者であって市町村立学校条例第 20 条第 2 項の規定によりその例によることとされる職員条例第 15 条の 5 第 5 項又は県立学校条例第 24 条第 5 項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則又は教育委員会規則で定める割合（以下この条において「役職加算割合」という。）の適用を受けることができるものにあつては、規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給料の調整額、教職調整額、手当の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（市町村立学校条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、市町村立学校条例第 5 条等の規定により定められる額とする。

- (1) 市町村立学校条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員 100 分の 8
- (2) 基準日において受けることができる役職加算割合が 100 分の 5 を超える教職員（前号に掲げる教職員を除く。） 100 分の 6
- (3) 基準日において受けることができる役職加算割合が 100 分の 5 である教職員 100 分の 5
- (4) 前 3 号に掲げる教職員以外の教職員 100 分の 3
（任期付研究員等の給料の臨時特例）

第 4 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 7 号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第 8 号。以下この条において「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員（任期付職員条例第 5 条第 2 項に規定する一般任期付職員を除く。以下この条において「職員」という。）の給料月額、臨時特例期間において、任期付研究員条例第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに任期付職員条例第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定（以下この条において「任期付研究員条例第 5 条等の規定」という。）にかかわらず、任期付研究員条例第 5 条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（職員条例第12条、県立学校条例第16条又は市町村立学校条例第15条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、任期付研究員条例第 5 条等の規定により定められる額とする。

- (1) 任期付研究員条例第 5 条第 1 項に規定する第 1 号任期付研究員（次号において「第 1 号任期付研究員」という。）（3 号給以下の給料月額を受ける職員を除く。）及び任期付職員条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員（次号において「特定任期付職員」という。）（4 号給以下の給料月額を受ける職員を除く。） 100分の10
- (2) 第 1 号任期付研究員及び特定任期付職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の 6
- (3) 任期付研究員条例第 5 条第 2 項に規定する第 2 号任期付研究員 100分の 5

附 則

- 1 この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号。以下「平成17年改正職員条例」という。）附則第 8 項から第10項までの規

定による給料を支給される職員に関する第 1 条第 1 項の規定の適用については、同項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成17年改正職員条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに平成17年改正職員条例附則第 8 項から第10項まで」とする。

3 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第77号。以下「平成17年改正県立学校条例」という。）附則第 8 項から第10項までの規定による給料を支給される教育職員に関する第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成17年改正県立学校条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに平成17年改正県立学校条例附則第 8 項から第10項まで」とする。

4 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号。以下「平成17年改正市町村立学校条例」という。）附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される教職員に関する第 3 条の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成17年改正市町村立学校条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」と、「含む。）」とあるのは「含む。）」並びに平成17年改正市町村立学校条例附則第 7 項から第 9 項まで」とする。

5 平成17年改正職員条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第 4 条の規定の適用については、同条中「の給料月額は」とあるのは「の給料月額と平成17年改正職員条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額は」と、「第 3 項」とあるのは「第 3 項並びに平成17年改正職員条例附則第 8 項から第10項まで」とする。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 6 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間におけるこの条例の規定の適用については、第 1 条中「100分の20」とあるのは「100分の25」と、第 2 条中「100分の15」とあるのは「100分の20」と、「100分の13」とあるのは「100分の18」と、第 3 条及び第 4 条中「100分の13」とあるのは「100分の18」とする。

附 則

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。